

令和7(2025)年度とちぎ材の家づくり支援事業 第1期募集の概要について



1 事業概要

県産出材を一定量（新築：材積による5区分、増・改築：材積による3区分）以上使用した住宅の建設に対する補助

2 補助要件及び補助額

	新築	増築・改築
補助事業者	建築主	
対象建築物	戸建て新築住宅 (延面積30㎡以上)	戸建て住宅の増築・改築
主な補助要件	使用木材のすべてに合法木材を使用すること	
	令和8(2026)年3月6日までに対象事業(木工事)が完了すること	
	使用木材の55%以上、構造材の60%以上かつ梁・桁材の30%以上に県産出材を使用すること	

新築		増築・改築	
県産出材使用量	補助金額	県産出材使用量	補助金額
40m³以上	60 万円	15m³以上	22.5万円
30m³以上40m³未満	52.5万円	10m³以上15m³未満	15 万円
20m³以上30m³未満	37.5万円	5m³以上10m³未満	7.5万円
10m³以上20m³未満	22.5万円		
6 m³以上10m³未満	15 万円		
【新築伝統工芸品等上乘せ】 以下のいずれかを内装材等に使用で10万円上乘せ ・県産石材 5㎡以上 ・県産漆喰 40㎡以上 ・伝統工芸品（鹿沼組子・日光彫） 1㎡以上			

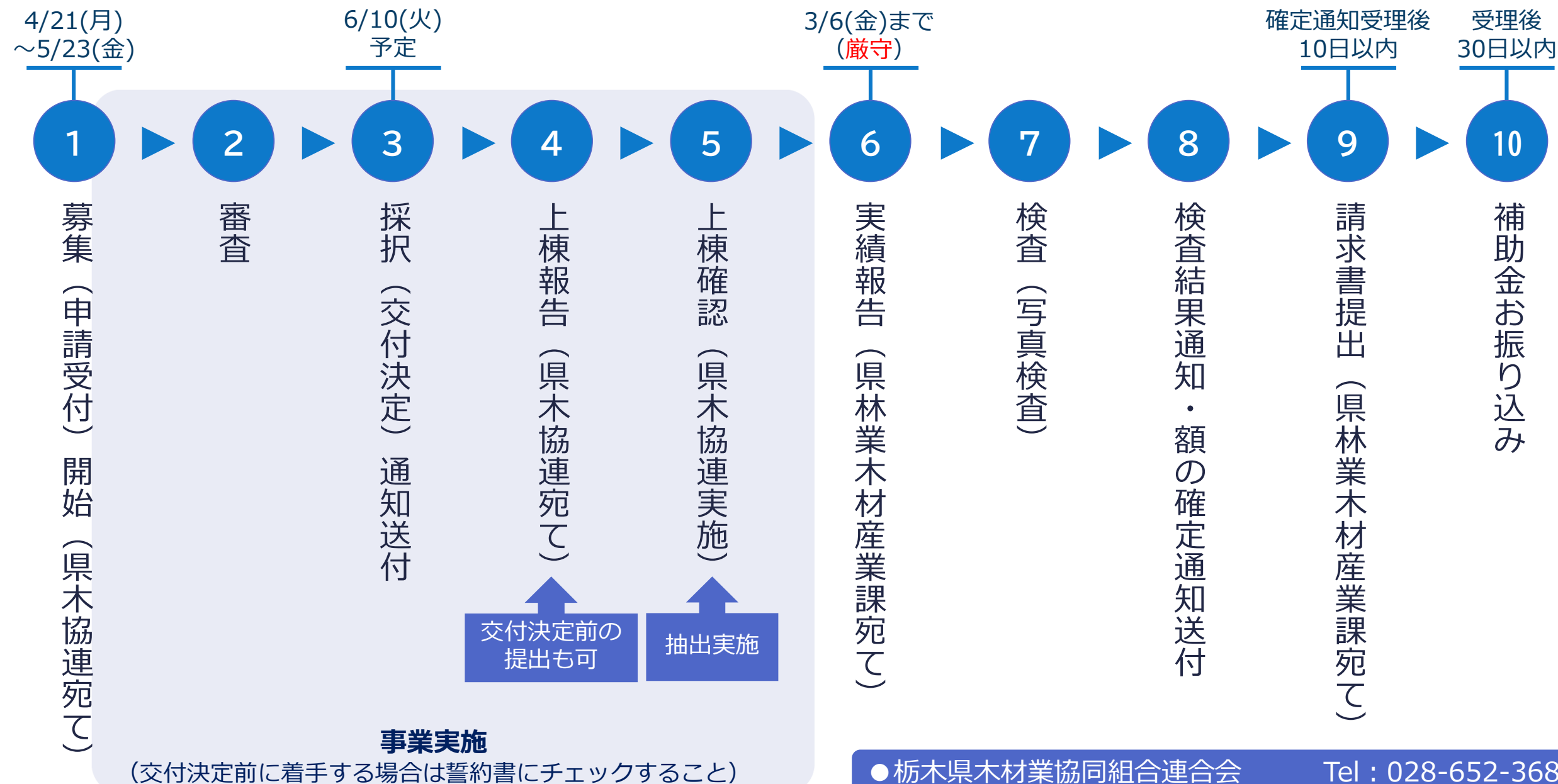
3 募集期間

第1期	第2期（予定）	第3期（予定）	第4期（予定）
4/21(月)～5/23(金)	6/2(月)～7/31(木)	9/1(月)～10/31(金)	12/1(月)～1/20(火)
新築：120戸程度 増改築：4戸程度	新築：90戸程度 増改築：2戸程度	新築：90戸程度 増改築：2戸程度	新築：80戸程度 増改築：2戸程度

【木材に関する留意事項】

- ◆構造材とは
土台、大引、梁・桁・胴差、通柱・管柱、束、棟木・母屋、垂木、根太、筋交（違）、間柱
- ◆合法木材とは
違法伐採でないことが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明された木材
- ◆県産出材とは
県内の森林から産出された木材であることが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明されたもの

令和7(2025)年度とちぎ材の家づくり支援事業 第1期募集の流れ



● 栃木県木材業協同組合連合会

Tel : 028-652-3687

● 栃木県環境森林部林業木材産業課

Tel : 028-623-3277